

大立福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～令和7年10月31日までの3年間
2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

＜対策＞

- 令和4年11月～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和4年12月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：令和5年10月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

- 令和5年3月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年10月～ 制度の導入、社内報などによる職員への周知